サービス付き高齢者向け住宅登録（更新）手続きの流れ

○大阪市都市整備局（本庁舎） ◇大阪市福祉局（船場分室）	●申請者	△建築主事 □国土交通省

●事前相談

・各住戸の面積・設備・加齢対応構造の内容がサービス付き高齢者向け住宅の登録基準に適合しているどうか都市整備局と事前相談が必要です。

●→○

・有料老人ホームに該当するか否か福祉局と事前相談が必要です。

●→◇

・建築確認申請等受付前の関係法令等による下見（事前協議）

○←●→◇

↓

△

●登録（更新）申請

・申請図書を３部提出してください。

●→○

○登録（更新）申請書受付

・申請図書受領後、都市整備局・福祉局それぞれで審査します。質疑・訂正等があれば各局から連絡します。

○→●←◇

・審査終了後、登録（更新）通知書及び副本１部をお渡しします。

○→●

・サービス付高齢者向け住宅整備事業（整備事業事務局）

●→□

●変更届出書提出

・登録事項等に変更があったとき、必要に応じて届出書を２部提出してください。

●→○

○受理

・都市整備局・福祉局それぞれで確認します。質疑・訂正等が無ければ受理します。

○工事完了、立入検査

・登録住宅の申請図面、加齢対応構造等チェックリストによる現地確認を行います。

・現地確認後、検査結果通知書をお渡しします。

○→●

●工事完了報告書提出

・検査結果通知書を受領後、速やかに工事完了報告書を２部提出してください。

●→○

○受理

・都市整備局・福祉局それぞれで確認します。質疑・訂正等が無ければ受理します。